

令和7年4月1日より、

車検は有効期間満了日の2か月前から

受けられます!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく**継続検査(車検)**を受けられる期間は、これまで自動車検査証の有効期間が満了する日の「1ヶ月前」※と規定されていましたが、**令和7年4月1日から「2ヶ月前」となります。**

※離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、従前より「2か月前」と規定。今般、変更なし。

改正前のイメージ

【2年車検の例】

改正前は、1か月以上前に受検すると有効期間が短縮されていました

有効期間短縮!!

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月15日	令和9年3月14日

改正後のイメージ

【2年車検の例】

例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年6月1日の自動車は、**令和7年4月15日以降**に継続検査を受検できることとなります

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年6月15日	令和7年4月15日	令和9年6月15日

電子車検証の有効期限については、検査標章（車検ステッカー）または「車検証閲覧アプリ」にてご確認ください。

アプリのインストールはこちら

※アプリは WindowsPC 用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。

